



# 医療費明細の作成方法

- ① 領収書を医療を受けた人ごとに仕分けします。
- ② ①で仕分けした領収書を病院ごとに分け、それぞれの合計金額を算出します。
- ③ ②で算出した合計金額を医療を受けた人ごと、病院ごとに明細書に記入します。

「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に記入しきれない場合は、明細書を柏市ホームページからダウンロードするか市民税課にご連絡ください。

## 注意点

- 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引き切れない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。
- 明細書の記入内容の確認のため、市民税・県民税の申告期限等から5年間は、領収書を自宅で保管してください。
- セルフメディケーション税制用の明細書が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードするか市民税課にご連絡ください。

## よくある質問Q&A

Q1

市民税・県民税の申告で各種控除(医療費控除、社会保険料控除など)を申告をした場合に還付金を受け取ることができますか?

A1

市民税・県民税は1年間の収入について翌年に課税を行います。そのため、各種控除を申告した場合は、申告していただいた控除を適用した上で市民税・県民税額を決定しますので、還付は発生いたしません。なお、所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けたい場合は確定申告が必要です。

Q2

医療費控除を受けるにはどうしたらいいですか? また、どのような医療費が対象になりますか?

A2

令和3年度から明細書の添付が必須になりました。裏面の医療費控除の明細書を添付してください。領収証の添付のみでは控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。また、医療費控除の対象となる主なものにつきましては下図をご覧ください。

### ● 医療費控除の対象

#### ○ 医療費控除の対象となるもの

- 医師、歯科医師による診療費
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費(資格者による施術に限る。)
- 寝たきりの方のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」の提出が必要です。※)
- 入院時に支払った部屋代、食事代

#### ✕ 医療費控除の対象とならないもの

- 疾病予防や健康増進のための医薬品の購入
- 人間ドッグなどの健康診断(ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるときは健康診断の費用も医療費控除の対象となります。)
- インフルエンザなどの予防接種
- タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。)
- 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車場代など

※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

Q3

まだ1年分の医療費通知がそろわないのですがどうすれば良いですか?

A3

医療費通知に記載のない支払い済みの医療費については、領収書を元に医療費控除の明細書の「2 医療費(上記1以外)の明細」にご記入ください。